

女性のカラダとココロ～性の自己決定権～

よしの女性診療所 吉野一枝

2017年刑法の性犯罪規定が110年ぶりに改訂されました。改訂ポイントはいくつかありますが、今まで被害者を女性に限っていた「強姦罪」「準強姦罪」から、男性も対象に含める「強制性交等罪」「準強制性交等罪」に変更され、法定刑の下限が「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上げられました。他の有期懲役も多少厳罰化はされています。「監護者わいせつ罪」「監護者性交等罪」が新設されました。親告罪の規定を削除し、告訴がなくても起訴できるようになり、改正法の施行前に起きた事件にも適応されることになっています。明治時代の制定以来の改訂ですが、この背景には近年の性犯罪の実情があります。

私たち産婦人科医療の現場では、子どもたちが本来保護監護すべき立場の親や親族の加害にあっている、という許せない現実をみることがあります。被害にあうということは、肉体的精神的に計り知れないダメージを受け、その後の人生に大きく影響を与えます。その現実をみれば、今回の改訂はまだまだ不十分と言わざるを得ません。

また日常の診療で、月経トラブル、更年期障害、といった主訴の背景に、実は性暴力や性虐待が潜んでいる、ということもあります。女性は女性ホルモンの変動にさらされて生きていますから、ストレスがかかるとそこに異常が出ることが多いものです。自分でも気付かないで、ただの体調不良だと思って受診して来られる方もいます。その中には被害経験をひたすら封印し、忘れようと思っても忘れられない、それが体調不良を引き起こしている、というケースもあります。

もちろんレイプにあってしまった、という被害者の方も来られますが、直後ではなく、時間がだいぶたってから「こういうことがあった。」と話してくれることがあります。直後であればもう少しサポートできることがあったのに、と思うのですが、なかなか直後にすぐ一人で産婦人科へ行く、という判断は難しいのだと思います。誰にも言えないことが多いのですが、たまたま相談して「人に言わない方がいい。忘れた方がいいから。」と間違ったアドバイスを受けてしまい、その後長く苦しむ、とうことも起きています。現在は各都道府県に性被害にあった時に駆け込む、ワンストップセンターが大阪のSACHICOを皮切りに出来つつありますが、まだすべての地域というわけではないですし、24時間体制で対応してくれる所ばかりではありません。東京都もまだ始まったばかりで、これからというところです。

産婦人科医の立場から、まず身体とホルモンの医学、性暴力被害のケースとその背景、緊急避妊薬を巡る最近の話題などをお話したいと思います。